

国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院規程

〔平成 21 年 3 月 31 日〕
規 則 第 7 7 号

改正 平成 31 年 3 月 20 日大学院総合国際学研究院規則第 1 号
令和 4 年 11 月 24 日大学院総合国際学研究院規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、国立大学法人東京外国語大学組織規則（令和 2 年規則第 27 号）第 17 条第 4 項の規定に基づき、国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院（以下「研究院」という。）に関し必要な事項を定める。

(研究院長)

第 2 条 研究院に研究院長を置く。

2 研究院長は、研究院に関する事項を掌理する。

(副研究院長)

第 3 条 研究院に副研究院長を置く。

2 副研究院長に関する事項は、別に定める。

(研究院の組織)

第 4 条 研究院に、言語文化部門及び国際社会部門を置く。

(部門長)

第 5 条 前条に掲げる各部門に、部門長を置く。

2 部門長は、当該部門の運営に関する事項を処理する。

3 部門長は、研究院長が当該部門の教授から指名する。

(雑則)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、研究院に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 31 年 3 月 20 日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。
ただし、第 9 条については、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

2 国立大学法人東京外国語大学大学院総合国際学研究院先端研究部門要項（平成 21 年 3 月 31 日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、令和 4 年 11 月 24 日から施行する。